

東大和市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和８年９月２５日

東大和市長 和地 仁美

東大和市規則第６４号

東大和市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東大和市職員の給与に関する条例施行規則（昭和５１年規則第１９号）の一部を次のように改正する。

第１１条第２項第２号中「以上」の次に「（満１８歳に達する日後の最初の４月１日から満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者にあつては、年額１５０万円以上）」を加える。

附 則

- １ この規則は、令和８年１０月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- ２ 改正後の第１１条に規定する扶養親族の認定等に係る届出等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。